

## (仮称) 第 1 回野川地区住居表示検討委員会

日 時 : 平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日 (火) 午後 5 時 0 0 分から

場 所 : 野川会館

挨 拶 小川 戸籍住民サービス課長

### 議 題

- (1) 住居表示検討委員会設立準備会 (6 月 1 0 日開催) の確認事項  
【資料 1 - 1, 1 - 2, 1 - 3】
  - (2) 住居表示に関する基準等について【資料 2】
  - (3) 検討委員会の名称について
  - (4) 検討委員会の役員選任について
  - (5) 検討委員会規約について【資料 3】
  - (6) 検討委員会設立のお知らせ (案) について  
【資料 4 - 1, 4 - 2, 4 - 3】
  - (7) 今後の進め方について【資料 5】
  - (8) その他
    - ・ 市民からの意見について
    - ・ 次回検討委員会の開催について
- 日時 : 平成 2 8 年 3 月 予定
- 会場 : 野川会館
- 議題 : 新町界・新町名の検討について

〈事務局〉

川崎市市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課

担当 熊谷、辻村、荒木、平田

電話 2 0 0 - 2 7 3 6

【資料 1－1】

野川地区住居表示検討委員会設立準備会(平成27年6月10日開催)の確認事項

日 時：平成27年6月10日（水） 17：00～

場 所：野川会館

出席者：野川地区住居表示検討委員会設立準備会委員（別紙参照）

戸籍住民サービス課 小川課長、熊谷係長、辻村、荒木、平田

【議題（1）】 住居表示検討委員会の役割について

○事務局より配布資料に基づき説明を行った。

【議題（2）】 野川地区住居表示検討委員会規約（案）について

○事務局より配布資料に基づき、野川地区住居表示検討委員会規約（案）について説明を行った。

○（案）における未確定部分や文言について協議の結果、次のような意見があった。

- ・第3条第1項の副委員長の数 → 5人
- ・第4条第2項の委員の数 → 50人以内
- ・第5条第3項の文言「ただし、町名・町界は除く」を追加する。
- ・第5条第4項の「委員の資料、摘録等は川崎市のホームページに掲載する。」について承認された。
- ・議事の内容によって議決の基準を設けたほうがよいのではないか。

○委員より、「仮に、規約で副委員長の数をも5人と定め、新たに検討委員に入りたいという申し出があった場合はどのようにするか。」との質問があり、事務局より「検討委員会の中で承認されれば5人以上でも差し支えない。」と回答した。

【議題（3）】 検討委員会設立準備会開催のお知らせについて

○事務局より、配布資料を基に配布用のお知らせ（案）及び掲示用のお知らせ（案）について説明し、内容につき了承を得た。

○お知らせ配布部数、届出先、届出日については以下のとおりとした。

| 町内会・自治会     | 部数                       |         | 届け先    | 届出日        |
|-------------|--------------------------|---------|--------|------------|
|             | 配布用お知らせ                  | 掲示用お知らせ |        |            |
| 野川町内会       | <del>13,500</del> →13000 | 30      | 野川会館   | 平成27年6月30日 |
| 野川台自治会      | 1,400                    | 8 →25   | 鈴木会長自宅 | 平成27年6月30日 |
| 県営野川南台団地自治会 | 740                      | 8       | 集会所    | 平成27年6月30日 |
| 野川西団地自治会    | 400                      | 11      | 集会所    | 平成27年6月30日 |
| 野川東住宅自治会    | 360                      | 5       | 柴田会長自宅 | 平成27年6月30日 |
| 野川中耕地自治会    | <del>300</del> →500      | 2       | 西銘会長自宅 | 平成27年6月30日 |

○事務局より、住民への周知・合意形成のため、検討委員会による「お知らせ」の全戸配布、町

内会・自治会の会合などを通じた周知などをお願いし、特に「お知らせ」の全戸配布については、住居表示により住所が変わることになるので、町内会・自治会に未加入の世帯も含めて地区内全戸に配布していただく必要があることを説明した。また、市のホームページにお知らせを掲載することを報告した。

【議題（４）】 今後のスケジュールについて

○事務局より、今後のスケジュールについて、配布資料に基づき説明を行った。

【議題（５）】 住居表示検討委員の選出依頼について

○各町内会・自治会長（野川町内会、野川台自治会、県営野川南台団地自治会、野川西団地自治会、野川東住宅自治会、野川中耕地自治会）宛に、市民・こども局長名で検討委員選出を依頼し、検討委員会設立準備会委員から変更がある場合は、検討委員報告書を提出していただくこととなった。

【議題（６）】 その他

○第１回検討委員会について、開催場所、日時については後日調整することとした。（後日、事務局と各町内会・自治会長で連絡を取り、日時は平成２７年１２月１５日（火）１７時から、場所は野川会館で開催することとなった。議題内容については、設立準備会の確認事項、検討委員会名称の決定、役員の決定、今後の進め方の検討、「お知らせ（案）」の検討（予定）等となる。）

## 野川地区住居表示検討委員会設立準備会摘録

日 時：平成 27 年 6 月 10 日（水） 17：00～

場 所：野川会館

出席者：野川地区住居表示検討委員会設立準備会委員（別紙参照）

戸籍住民サービス課 小川課長、熊谷係長、辻村、荒木、平田

## 【議題（1）】 住居表示検討委員会の役割について

○事務局より配布資料に基づき説明を行った。

## 【議題（2）】 野川地区住居表示検討委員会規約（案）について

○事務局より配布資料に基づき、野川地区住居表示検討委員会規約（案）について説明を行った。

○（案）における未確定部分や文言について協議の結果、次のような意見があった。

- ・第 3 条第 1 項の副委員長の数 → 5 人
- ・第 4 条第 2 項の委員の数 → 5.0 人以内
- ・第 5 条第 3 項の文言「ただし、町名・町界は除く」を追加する。
- ・第 5 条第 4 項の「委員の資料、摘録等は川崎市のホームページに掲載する。」について承認された。
- ・議事の内容によって議決の基準を設けたほうがよいのではないか。

○委員より、「仮に、規約で副委員長の人数を 5 人と定め、新たに検討委員に入りたいという申し出があった場合はどのようにするか。」との質問があり、事務局より「検討委員会の中で承認されれば 5 人以上でも差し支えない。」と回答した。

## 【議題（3）】 検討委員会設立準備会開催のお知らせについて

○事務局より、配布資料を基に配布用のお知らせ（案）及び掲示用のお知らせ（案）について説明し、内容につき了承を得た。

○お知らせ配布部数、届出先、届出日については以下のとおりとした。

| 町内会・自治会     | 部数                       |                  | 届け先    | 届出日        |
|-------------|--------------------------|------------------|--------|------------|
|             | 配布用お知らせ                  | 掲示用お知らせ          |        |            |
| 野川町内会       | <del>13,500</del> →13000 | 30               | 野川会館   | 平成27年6月30日 |
| 野川台自治会      | 1,400                    | <del>8</del> →25 | 鈴木会長自宅 | 平成27年6月30日 |
| 県営野川南台団地自治会 | 740                      | 8                | 集会所    | 平成27年6月30日 |
| 野川西団地自治会    | 400                      | 11               | 集会所    | 平成27年6月30日 |
| 野川東住宅自治会    | 360                      | 5                | 柴田会長自宅 | 平成27年6月30日 |
| 野川中耕地自治会    | <del>300</del> →500      | 2                | 西銘会長自宅 | 平成27年6月30日 |

○事務局より、住民への周知・合意形成のため、検討委員会による「お知らせ」の全戸配布、町内会・自治会の会合などを通じた周知などをお願いし、特に「お知らせ」の全戸配布については、住居表示により住所が変わることになるので、町内会・自治会に未加入の世帯も含めて地

区内全戸に配布していただく必要があることを説明した。また、市のホームページにお知らせを掲載することを報告した。

【議題（４）】 今後のスケジュールについて

○事務局より、今後のスケジュールについて、配布資料に基づき説明を行った。

【議題（５）】 住居表示検討委員の選出依頼について

○各町内会・自治会長（野川町内会、野川台自治会、県営野川南台団地自治会、野川西団地自治会、野川東住宅自治会、野川中耕地自治会）宛に、市民・こども局長名で検討委員選出を依頼し、検討委員会設立準備会委員から変更がある場合は、検討委員報告書を提出していただくこととなった。

【議題（６）】 その他

○第１回検討委員会について、開催場所、日時については後日調整することとした。（後日、事務局と各町内会・自治会長で連絡を取り、日時は平成２７年１２月１５日（火）１７時から、場所は野川会館で開催することとなった。議題内容については、設立準備会の確認事項、検討委員会名称の決定、役員の決定、今後の進め方の検討、「お知らせ（案）」の検討（予定）等となる。）

## 高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員会

 ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます [ツイート](#)

### ■ 高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員会

高津区・宮前区野川地区の住居表示を検討するため、平成27年12月15日に「野川地区住居表示検討委員会」が設置されました。

#### 検討委員会規約

-  [野川地区住居表示検討委員会規約\(PDF形式, 67.49KB\)](#)

### ■ 第1回野川地区住居表示検討委員会 → 第2回検討委員会において、承認後掲載します。

平成27年12月15日に、第1回野川地区住居表示検討委員会が開催されました。検討委員会の資料と摘録は、下記添付ファイルをご覧ください。

#### 添付ファイル

-  [第1回野川地区住居表示検討委員会資料\(PDF形式, 1.31MB\)](#)
-  [第1回野川地区住居表示検討委員会摘録\(PDF形式, 63.07KB\)](#)

### ■ 野川地区住居表示検討委員会設立準備会

平成27年6月10日に、野川地区住居表示検討委員会設立準備会が開催されました。準備会の資料と摘録は、下記添付ファイルをご覧ください。

#### 添付ファイル

-  [野川地区住居表示検討委員会設立準備会資料\(PDF形式, 1.31MB\)](#)
-  [野川地区住居表示検討委員会設立準備会摘録\(PDF形式, 63.07KB\)](#)

### ■ 野川地区住居表示についての「お知らせ」

検討委員会の活動内容を周知するため、住民や事業所の方々へ適時配布している野川地区住居表示についての「お知らせ」は、下記添付ファイルをご覧ください。

#### 添付ファイル

-  [野川地区住居表示についての「お知らせ」【平成○○年○月】\(PDF形式, 1.20MB\)](#)
-  [野川地区住居表示についての「お知らせ」【平成27年7月】\(PDF形式, 1.20MB\)](#)

#### このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

☐ 役に立った ☒ どちらともいえない ☐ 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

☐ 見つけやすかった ☒ どちらともいえない ☐ 見つけにくかった

いただいたご意見は、今後の当ホームページ運営の参考といたします。

#### お問い合わせ先

川崎市 市民・子ども局区政推進部戸籍住民サービス課

## 住居表示の実施基準等（街区方式）

|    |                   | 基準等                                                                                                                                                                               | 実施例                    |
|----|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1  | 街区方式              | 道路等で囲まれた街区内にある建物に、住居表示のための番号を用いて表示をする方法。                                                                                                                                          |                        |
| 2  | 町名の定め方            | 従来の名称を基本とし、新たに町名をつける場合は歴史・伝統・文化の上で由緒ある名称を選択し採用する。                                                                                                                                 |                        |
| 3  | 町の境界              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の境界は、公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路など恒久的な施設などとする。</li> <li>・実施区域の状況等によっては、公共溝渠、コンクリート塀などであっても、それが恒久的な施設として認められるものについては、町の境界としてもさしつかえない。</li> </ul>   |                        |
| 4  | 町の境界線             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路のうち、おおむね<u>東西</u>に通ずるものは、原則として<u>南側の側線</u>とする。</li> <li>・道路のうち、おおむね<u>南北</u>に通ずるものは、原則として<u>東側の側線</u>とする。</li> </ul>                    |                        |
| 5  | 町の形状              | 境界が複雑に入りくんだり飛び地が生じないように、できるだけ簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意する。                                                                                                                        |                        |
| 6  | 町の規模              | 6.6ha～33ha                                                                                                                                                                        | 2.4ha～75.4ha（平均18.6ha） |
| 7  | 基準点               | 東急宮前平駅（宮前区）・JR 武蔵溝ノ口駅（高津区）                                                                                                                                                        |                        |
| 8  | 丁目の配列             | 原則として基準点から放射状につける。                                                                                                                                                                |                        |
| 9  | 丁目の数              | おおむね、5丁目程度とする。                                                                                                                                                                    | 9丁目                    |
| 10 | 街区符号              | 基準点に最も近い街区を起点として、連続蛇行式により配列する。                                                                                                                                                    |                        |
| 11 | 街区数               | 30前後の街区数が理想的である                                                                                                                                                                   | 60街区（平均22街区）           |
| 12 | 住居番号              | 基礎番号は基準点から見て、右端又は基準点に最も近い街区の角を起点として右回りに番号を付ける。                                                                                                                                    |                        |
| 13 | 実施面積              | 約266ha（宮前区野川）・約42ha（高津区野川）                                                                                                                                                        |                        |
| 14 | 住居表示と町内会・自治会組織の関係 | 町内会・自治会は、地区の住民が地域生活を営むために作られた、住民組織でありますので、住居表示実施に伴う新町界・新町名は、町内会・自治会組織の区域・名称とは別であり、町名・町界が変更されても町内会・自治会組織にまで影響を及ぼすものではありません。                                                        |                        |
| 15 | 住居表示検討委員会         | 住居表示の実施にあたっては、「住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない」（住居表示に関する法律第3条第4項）との趣旨に沿って、実施予定地区の関係町内会・自治会等から選出された代表者による、「住居表示実施検討委員会」を設置し、地元等の意見集約を行なっていただき、新町界・新町名について協議、検討していただきます。 |                        |

## 野川地区住居表示検討委員会規約（案）

### （目的及び設置）

第 1 条 野川地区において地域住民等の意見を反映した住居表示事業を実施するため、野川地区住居表示検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （検討事項）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- （１）住居表示実施に伴い新たに設定される町の区域及び町の名称に関すること
- （２）住居表示実施に伴う従来の町の区域の変更にに関すること
- （３）その他住居表示実施を検討するにあたり必要な事項

### （委員長及び副委員長）

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長 5 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （組織）

第 4 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- （１）実施予定地区の住民組織等の代表者
  - （２）関係地区の住民組織等の代表者
  - （３）その他委員会が必要と認める者
- 2 委員は 50 人以内とする。
  - 3 委員の任期は、野川地区の住居表示実施を検討するにあたり必要な期間とする。
  - 4 任期途中の委員の退任、変更は委員会の承認を必要とする。

### （会議）

第 5 条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席することによって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、新町界・新町名の案に関する議事については、出席委員の 3 分の 2 以上をもって決する。
- 4 委員会の資料、摘録等は川崎市のホームページに掲載する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課が行う。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成27年12月15日から施行する。

大事なお知らせ

## 野川地区にお住まいの皆様へ



平成27年 月

各 位

野川地区住居表示検討委員会  
委員長 手塚 文雄

### 野川地区の住居表示について（お知らせ）

〇〇の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、私たちが住んでいる野川地区の住所は、現在、土地の地番で表しているため、住所が錯綜し、わかりにくくなっています。

街区符号と住居番号を用いて建物に順序よく番号を付け、住所をわかりやすく表示する住居表示の制度の実施を検討するため、平成27年12月15日に「野川地区住居表示検討委員会」を設置しました。

当検討委員会におきましては、住民の皆様方の御意見、御理解をいただきながら検討を進め、平成30年度以降の実施に向けて、川崎市等と協議を行ってまいりますので、御理解、御協力の程、よろしくお願いいたします。なお、検討委員会での検討の経過につきましては、改めてお知らせいたします。

**住居表示の実施に伴って住所変更の手続きが必要となります。住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票（印鑑証明書）、土地・建物登記簿の表題部など各官公署で保管している台帳及び東京電力、東京ガス、水道などの公共サービスについては、手続きをする必要はありませんが、運転免許証、土地・建物の不動産登記物件の所有者、金融機関、生命保険会社等については手続きする必要があります。また、法人登記のある法人の所在地・役員の住所変更の手続き、会社などで使用します新住所の封筒、ゴム印等の作製などについては、会社などで行っていただく必要がありますので、予めお知らせいたします。**

※2ページに「住居表示のあらまし」、3ページに「野川地区区域図」、4ページに「野川地区住居表示検討委員会名簿」を掲載しましたので、御覧ください。

＜問合せ先＞

事務局 川崎市市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課

電話 044（200）2736

# 住居表示のあらまし

《住所がわかりやすくなります！》

現在の住所は

川崎市 高津区 野川〇〇〇番地  
宮前区



現在の住所は、「番地」（土地の地番）を使用しているので、飛番・枝番・欠番などがあるため、わかりにくくなっており、日常生活にいろいろな不便や支障が生じています。

例えば、

- 郵便や宅配などの配達が遅れる。
- 訪ね先がわからなくて、無駄な時間がかかる。
- 緊急時に救急車、消防車、パトカーなどの到着が遅れる。

住居表示が実施されることにより  
「番地」が「〇番〇号」に変わります。

新しい住所は

川崎市 高津区 〇町〇丁目〇番〇号  
宮前区



新しい住所は、今までの不便や支障を解消するため、番地を使用しないで“街区符号”と“住居番号”を合わせた「住所」とすることで、わかりやすくなります。

この制度が、「住居表示制度」です。

この制度を活用し、住みよい町づくりのため、住民の皆様方とともに協議、検討を行い、住居表示の実施進めています。

平成27年9月現在、市内の約76%の地域が実施されています。

《住居表示は実施基準により行われます！》

## ☆町が分かりやすくなる

現在の町の境界は、みなさんの日常生活の実態と一致していなかったり、複雑に入りこんでいたりしています。

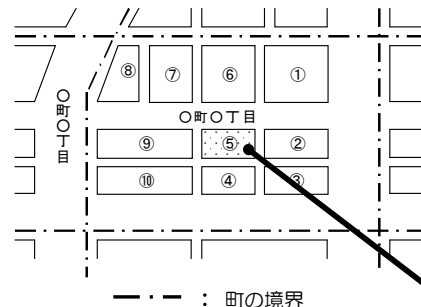
そこで、住居表示の実施基準に基づいて、町の境界を道路・河川・鉄道などの恒久的な施設などで区切り、町の区域を整理し、町を分かりやすくします。

また、町名は従来の名称を基本としますが、新たに町名を付ける場合は歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を選択し採用します。

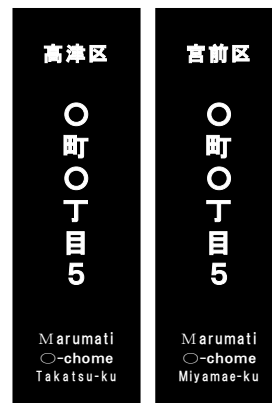
## ☆町をいくつかの区画に分ける

町の中で、主に道路や水路などを境にして、いくつかの街区に分け、順序よく番号（街区符号）を付けます。

また、街区の角などに「街区表示板」を取り付けます。



--- : 町の境界



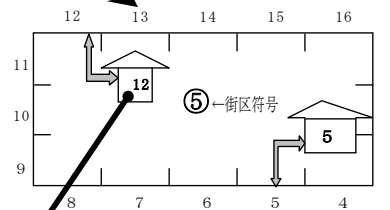
【街区表示板の例】

## ☆住居番号を付ける

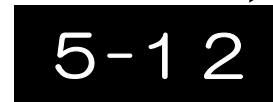
原則として、街区の周囲を一定の間隔で区切り、順番に基礎番号を付けます。

住居番号は、建物の出入口がどの基礎番号のところにあたるかによって決まります。

玄関や門柱などの見やすいところに、「小型町名表示板」と「住居番号表示板」を取り付けていただきます。



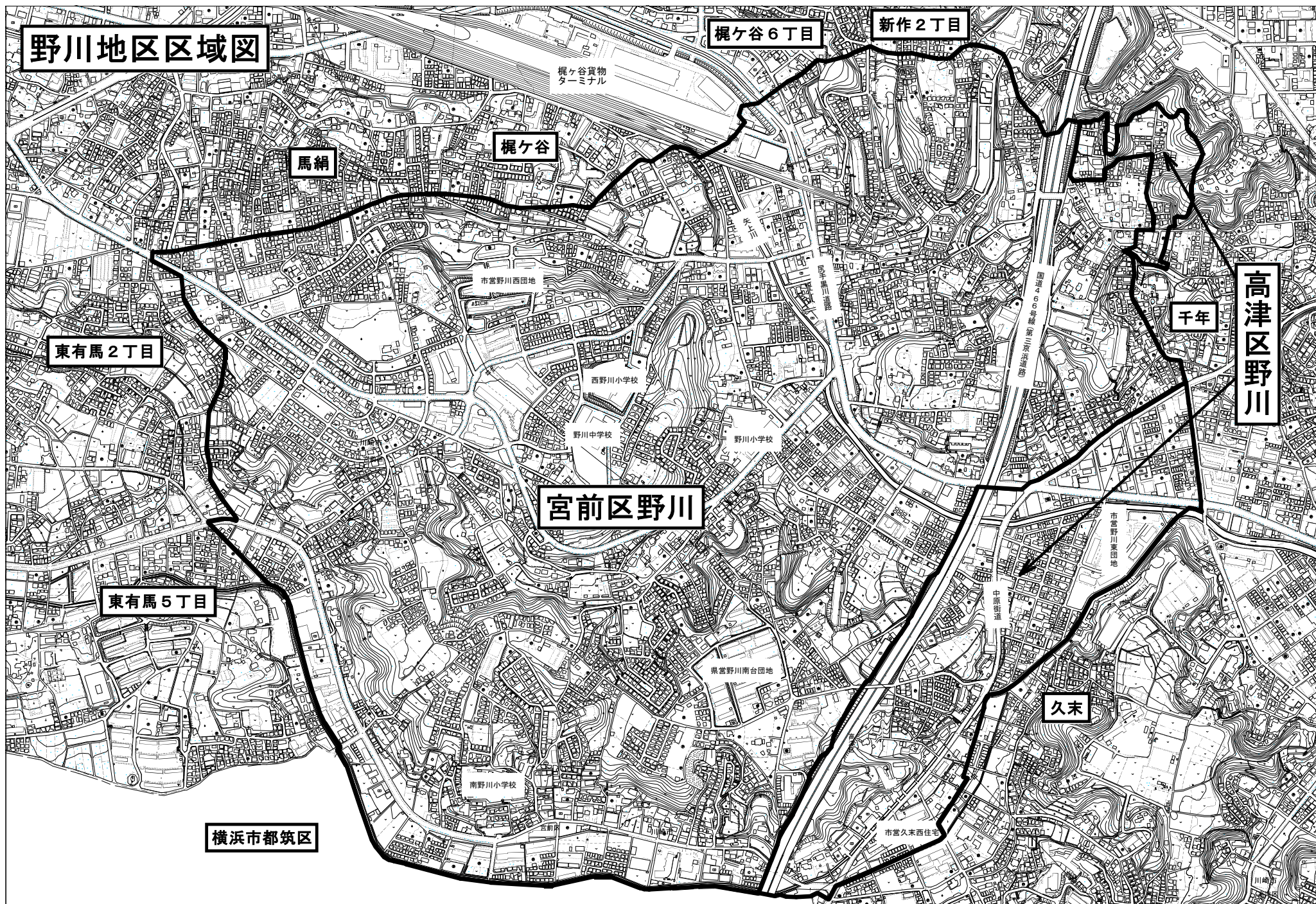
【小型町名表示板の例】



【住居番号表示板の例】

川崎市市民・こども局戸籍住民サービス課  
電話 044-200-2736

# 野川地区区域図



梶ヶ谷 6丁目

新作 2丁目

馬絹

梶ヶ谷

東有馬 2丁目

東有馬 5丁目

宮前区野川

千年

高津区野川

久末

横浜市都筑区

梶ヶ谷貨物ターミナル

市営野川西団地

西野川小学校

野川中学校

野川小学校

県営野川南台団地

南野川小学校

市営久末西住宅

市営野川東団地

中原街道

川崎

# 野川地区住居表示検討委員会名簿

平成27年12月現在

|    | 役 職  | 氏 名    | 所 属         |
|----|------|--------|-------------|
| 1  | 委員長  | 手塚 文雄  | 野川町内会       |
| 2  | 副委員長 | 鈴木 邦男  | 野川台自治会      |
| 3  | 副委員長 | 庄司 幹夫  | 県営野川南台団地自治会 |
| 4  | 副委員長 | 山川 美恵子 | 野川西団地自治会    |
| 5  | 副委員長 | 柴田 眞   | 野川東住宅自治会    |
| 6  | 副委員長 | 西銘 豊子  | 野川中耕地自治会    |
| 7  | 委員   | 亀ヶ谷 修  | 野川町内会       |
| 8  | 委員   | 松井 一夫  |             |
| 9  | 委員   | 森 正一   |             |
| 10 | 委員   | 白井 潔   |             |
| 11 | 委員   | 白井 昭雄  |             |
| 12 | 委員   | 手塚 和之  |             |
| 13 | 委員   | 青木 保男  |             |
| 14 | 委員   | 中里 達男  |             |
| 15 | 委員   | 白井 裕一  |             |
| 16 | 委員   | 小野瀬 朋子 |             |
| 17 | 委員   | 大浪 よし子 |             |
| 18 | 委員   | 白井 竹男  |             |
| 19 | 委員   | 和田 直子  |             |
| 20 | 委員   | 日高 敏雄  | 野川台自治会      |
| 21 | 委員   | 山本 友彦  |             |
| 22 | 委員   | 後藤 卓生  |             |
| 23 | 委員   | 岩本 昭   |             |
| 24 | 委員   | 藤井 由美子 | 県営野川南台団地自治会 |
| 25 | 委員   | 川辺 峰夫  |             |
| 26 | 委員   | 三輪 良子  |             |
| 27 | 委員   | 藤田 澄和  |             |
| 28 | 委員   | 三上 正勝  | 野川西団地自治会    |
| 29 | 委員   | 亀谷 芽子  |             |
| 30 | 委員   | 阿部 日出子 |             |
| 31 | 委員   | 青木 進   |             |
| 32 | 委員   | 早川 敏行  | 野川東住宅自治会    |
| 33 | 委員   | 八巻 吉子  |             |
| 34 | 委員   | 戸叶 穂子  |             |
| 35 | 委員   | 高橋 咲子  |             |
| 36 | 委員   | 西澤 三典  | 野川中耕地自治会    |
| 37 | 委員   | 田中 正博  |             |
| 38 | 委員   | 平山 順子  |             |
| 39 | 委員   | 杉本 豪   |             |

順不同・敬称略

大事なお知らせ



# 野川地区にお住まいの皆様へ

平成27年 月

各 位

野川地区住居表示検討委員会  
委員長 手塚 文雄

## 野川地区の住居表示について（お知らせ）

〇〇の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、私たちが住んでいる野川地区の住所は、現在、土地の地番で表しているため、住所が錯綜し、わかりにくくなっています。

街区符号と住居番号を用いて建物に順序よく番号を付け、住所をわかりやすく表示する住居表示の制度の実施を検討するため、平成27年12月15日に「野川地区住居表示検討委員会」を設立しました。

当検討委員会におきましては、住民の皆様方の御意見、御理解をいただきながら検討を進め、平成30年度以降の実施に向けて、川崎市等と協議を行ってまいりますので、御理解、御協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、検討委員会での検討の経過につきましては、改めてお知らせいたします。

**住居表示の実施に伴って住所変更の手続きが必要となります。住民基本台帳(住民票)、印鑑登録原票(印鑑証明書)、土地・建物登記簿の表題部など各官公署で保管している台帳及び東京電力、東京ガス、水道などの公共サービスについては、手続きをする必要はありませんが、運転免許証、土地・建物の不動産登記物件の所有者、金融機関、生命保険会社等については手続きする必要があります。また、法人登記のある法人の所在地・役員の住所変更の手続き、会社などで使用します新住所の封筒、ゴム印等の作製などについては、会社などで行っていただく必要がありますので、予めお知らせいたします。**

&lt;問合せ先&gt;

事務局 川崎市市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課

電話 044(200)2736

# 住居表示のあらまし

《住所がわかりやすくなります！》

現在の住所は

川崎市 高津区 野川〇〇〇番地  
宮前区



現在の住所は、「番地」（土地の地番）を使用しているので、飛番・枝番・欠番などがあるため、わかりにくくなっており、日常生活にいろいろな不便や支障が生じています。

例えば、

- 郵便や宅配などの配達が遅れる。
- 訪ね先がわからなくて、無駄な時間がかかる。
- 緊急時に救急車、消防車、パトカーなどの到着が遅れる。



住居表示が実施されることにより  
「番地」が「〇番〇号」に変わります。

新しい住所は

川崎市 高津区 〇町〇丁目〇番〇号  
宮前区



新しい住所は、今までの不便や支障を解消するため、番地を使用しないで“街区符号”と“住居番号”を合わせた「住所」とすることで、わかりやすくなります。

この制度が、「住居表示制度」です。

この制度を活用し、住みよい町づくりのため、住民の皆様方とともに協議、検討を行い、住居表示の実施進めています。

平成27年9月現在、市内の約76%の地域が実施されています。

《住居表示は実施基準により行われます！》

## ☆町が分かりやすくなる

現在の町の境界は、みなさんの日常生活の実態と一致していなかったり、複雑に入りこんでいたりしています。

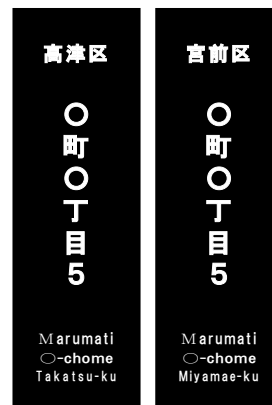
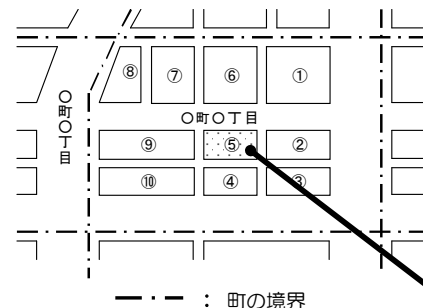
そこで、住居表示の実施基準に基づいて、町の境界を道路・河川・鉄道などの恒久的な施設などで区切り、町の区域を整理し、町を分かりやすくします。

また、町名は従来の名称を基本としますが、新たに町名を付ける場合は歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を選択し採用します。

## ☆町をいくつかの区画に分ける

町の中で、主に道路や水路などを境にして、いくつかの街区に分け、順序よく番号（街区符号）を付けます。

また、街区の角などに「街区表示板」を取り付けます。



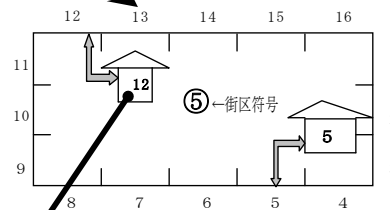
【街区表示板の例】

## ☆住居番号を付ける

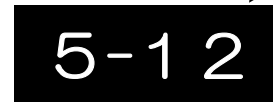
原則として、街区の周囲を一定の間隔で区切り、順番に基礎番号を付けます。

住居番号は、建物の出入口がどの基礎番号のところにあたるかによって決まります。

玄関や門柱などの見やすいところに、「小型町名表示板」と「住居番号表示板」を取り付けていただきます。



【小型町名表示板の例】



【住居番号表示板の例】

## 「野川地区住居表示検討委員会設立のお知らせ」 配布部数等確認一覧表

| 町内会・自治会     | 部数      |         | 届け先 | 届出日 |
|-------------|---------|---------|-----|-----|
|             | 配布用お知らせ | 掲示用お知らせ |     |     |
| 野川町内会       | 13,000  | 30      |     |     |
| 野川台自治会      | 1,400   | 25      |     |     |
| 県営野川南台団地自治会 | 740     | 8       |     |     |
| 野川西団地自治会    | 400     | 11      |     |     |
| 野川東住宅自治会    | 350     | 5       |     |     |
| 野川中耕地自治会    | 500     | 2       |     |     |

## 野川地区住居表示検討委員会の今後のスケジュール（案）について

| 年 月         | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成27年12月15日 | ○第1回検討委員会<br>・検討委員会規約について<br>・「検討委員会設立のお知らせ」について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 平成28年1月～3月  | ☆「検討委員会設立のお知らせ」を全世帯・事業所等へ配布<br>⇒地元住民等への周知                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 平成28年3月頃    | ○第2回検討委員会<br>・新町界・新町名（案）の検討<br>⇒事務局より、たたき台の提示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 平成28年3月～6月  | 各町内会・自治会で新町界・新町名（案）についての検討及び意見集約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 平成28年6月～    | <p>○検討委員会（2～3か月に1度の開催）<br/>・新町界・新町名（案）の検討 ※3～6回検討予定</p> <p>各町内会・自治会で新町界・新町名（案）についての検討及び意見集約</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">検討経過及び（案）が纏った段階</div> <p>☆「新町界・新町名（案）についてのお知らせ」を全世帯・事業所等へ配布<br/>⇒地元住民への周知、（案）について意見等確認 ※<u>検討経過を含め2～3回配布予定</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○検討委員会<br/>・新町界・新町名（案）の検討<br/>⇒地元住民からの意見等を協議及び調整</p> <p>☆再度、「新町界・新町名（案）についてのお知らせ」を<br/>全世帯・事業所等へ配布</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">意見集約</div> |
| ～平成29年11月   | <p>○検討委員会<br/>・新町界・新町名（案）の承認<br/>・各検討委員から確認書及び検討委員長から市民・こども局長への報告書を作成</p> <p>★市民・こども局長へ新町界・新町名（案）の報告及び受理</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 平成30年度以降    | ◎住居表示の実施 ※4～5年に分けて実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |